デ高作2-2-1

要求条件(素案)に対する構成員からの意見について

1. 意見提出者

- 一般社団法人電波産業会、日本放送協会
- 2. 提出意見及びそれに対する修正案について 要求条件(素案)に対して、提出のあった意見は以下のとおり。

(1) システム

項目名:サービス 高機能化/多様化

No.	修正(案)	修正理由
5	・HDTV を超える高画質・高音質・高臨場感	様々な画質が有りうるので、UHDTV、HDTV 及
	超高精細度テレビジョン (UHDTV) サ ービス	び SDTV のように、個別に記載する必要は
	を基本とし <u>て、多様な画質の</u> つつ、高精細	ないのではないか。
	度テレビジョン(HDTV)、 SDTV サービス	
	等 <u>を</u> も可能とすること。	
6	・HDTV を超える高画質・高音質・高臨場感	通信系サービスの明確化および通信連携
	サービスと インターネット等 <mark>通信系のサ</mark>	に焦点をあてる修正をするべきではない
	ービスとの柔軟な組み合わせによる <u>サー</u>	か。
	<u>ビス</u> 提供 <u>・受信</u> についても考慮すること。	
8	・ <u>1 つのチャンネルで複数のサービスを提</u>	「マルチチャンネル」の意味を明確にする
	供可能なこと。マルチチャンネルに対応可	べきではないか。
	能なこと。	
9	【削除】	6 に包含するため、削除することが適当で
	【月リ内木』	はないか。
新	・品質の異なる複数のサービスを提供する	多様化に関連し、階層伝送に関する要求条
設	ために、階層伝送の機能を備えること。	件を追記するべきではないか。

項目名:拡張性

No.	修正(案)	修正理由
13		
14	【15、13、14の順番に変更】	全体の要求条件、個別の要求条件の順番で
15		記載したほうが良いのではないか。

項目名:アクセサビリティ

No.	修正(案)	修正理由
項	ユーザビリティ・Quality of Experience	現在、「アクセシビリティ」は、障がい者向
目	アクセサビリティ	けの機能として用いられていることを踏
名		まえ、「ユーザビリティ・Quality of
		Experience」と項目名を変更した方が、
		記載されている要求条件に整合するので
		はないか。
19		緊急警報信号をサービスと考えれば、『ア
	【項目間移動】	クセサビリティ』から『高機能化/多様化』
		の項目へ移動するべきではないか。
20	【石口 印 珍 香 。】	時間についての要求条件であるので『実時
	【項目間移動】	間性』の項目に移動するべきではないか。
21	・通信 事業者 ・ <u>CATV ケーブルテレビ事業者</u>	・放送以外の伝送路を使った再送信である
	など多様な伝送路を使って容易に <u>再放送</u>	ため、『アクセサビリティ』から『インタ
	再送信 ができるようにすること。	一オペラビリティ』へ項目間の移動をし
		た方が良いのではないか。また、伝送路
	【文言修正及び項目間移動】	についての記載であることから、「ケー
		ブルテレビ事業者」ではなく、「CATV」と
		記載するべきではないか。
		・放送法等の関係法令を踏まえ、「再送信」
		ではなく「再放送」と記載するべきでは
		ないか。

項目名:実時間性

No.	修正(案)	修正理由
23		『実時間性』よりは『QoE』に近いと考えら
	【項目間移動】	れるので項目を移動した方が良いのでは
		ないか。

項目名:受信の形態

No.	修正(案)	修正理由
24	・固定 <mark>携帯</mark> 受信のほか、 <mark>低解像度又は階層</mark>	移動・携帯受信の例示までは不要ではない
	的なテレビジョン信号、独立音声信号など	か。
	<mark>↔</mark> 移動 <u>・携帯</u> 体受信も考慮すること。	
25	・固定受信 <mark>の標準装置について</mark> は、指向性	受信の形態とアンテナの記載については、
	アンテナ <u>による受信を想定</u> とすること。	記載の仕方を統一した方が良いのではな
		いか。

26	・携帯受信 <mark>装置について</mark> は <u>、</u> 簡易なアンテ	受信の形態とアンテナの記載については、
	ナ <u>による受信</u> を <u>想定</u> 考慮すること。	記載の仕方を統一した方が良いのではな
		いか。
27	・移動体受信 装置について は <u>、</u> 無指向性ア	受信の形態とアンテナの記載については、
	ンテナ <u>による受信を想定</u> とすること。	記載の仕方を統一した方が良いのではな
		いか。
28	・受信 <u>設備システム(受信アンテナから受</u>	「受信システム」は受信アンテナから受信
	信機入力まで)は、可能な限り既存の <u>設備</u>	機までをシステムとして連想してしまう
	<mark>施設</mark> を流用すること。	ので、受信設備の範囲を明確化した方が良
		いのではないか。

項目名:サービスエリア

No.	修正(案)	修正理由
29	・固定受信では現行地上 <u>デジタルテレビジ</u>	現行の地上放送を「地上デジタルテレビジ
	<u>ョン</u> 放送と同程度とすること。	ョン放送」に文言を統一した方が良いので
		はないか。
30	・ <mark>携帯/</mark> 移動 <mark>・携帯</mark> 受信では、可能な限り	「移動・携帯」で記載を統一すべきではな
	固定受信と同程度とするのが望ましい。	いか。

項目名:周波数の有効利用

No.	修正(案)	修正理由
31	・S F Nが可能であるとともに地域 <u>ごと</u> の	「地域の放送」について文言を明確化する
	放送が可能であること。	べきなのではないか。

項目名:システム制御

No.	修正(案)	修正理由
34	・送出する映像、音声、データの <u>フォーマ</u>	選択、変更の項目としてフォーマットを
	<u>ットやビットレート、</u> 容量やチャンネル数	追記するべきではないか。
	等を任意に選択、変更できること。	また、容量については、映像、音声、デ
		一タに対しては「ビットレート」を、伝
		送に対しては「伝送容量」を使うことで
		文言を統一するべきではないか。

項目名:著作権保護

No.	修正(案)	修正理由
35	・放送及び通信コンテンツの <mark>ユーザによる</mark>	記録等をする主体者が明確でないことか
	記録等を制御できる機能を有すること。	ら、明確化する必要があるのではないか。

(2) 放送品質

項目名:画質

	No.	修正(案)	修正理由
,	39	・サービスに応じて画像の <mark>フォーマットや</mark>	「フォーマット」を追記するべきではない
		ビットレートを変更できること。	か。

項目名:音質

No.	修正(案)	修正理由
43	・サービスに応じて音声の <u>フォーマットや</u>	「フォーマット」を追記するべきではない
	ビットレートを変更できること。	か。

(3) 放送技術

項目名:多重化方式

No.	修正(案)	修正理由
60	・UHDTV <u>等の高ビットレート</u> サービスの伝	UHDTV に限定するわけではなく、高ビット
	送に適した方式であること。	レートのサービスに適した方式について
		の要求条件と考える。
63	・ <u>CATV、IPTV 等の</u> 他のサービスとの相互運	「他のサービス」の意味が明確でなかった
	用性を考慮すること。	ので、例示を挙げて明確化すべき。

項目名:使用周波数

No.	修正(案)	修正理由
77	・UHF帯の現行地上デジタルテレビジョ	方式の要求条件としては、UHF 帯に限定す
	ン放送 テレビジョン放送(地上系) 用周波	る必要はないのではないか。
	数帯 <u>に導入可能であ</u> とすること。	

項目名:チャンネル間隔

No.	修正(案)	修正理由
78	・現行地上 <u>デジタルテレビジョン</u> 放送から	現行地上放送を「地上デジタルテレビジョ
	の移行の容易さを考慮すること。	ン放送」に統一すべきでないか。

項目名:伝送路と干渉・混信妨害

No.	修正(案)	修正理由
項	伝送路と 干渉・混信妨害	本項目の範囲に、伝送路に関する要求条件
目		が見当たらないので「伝送路」は削除する
名		べきではないか。

80	・放送、通信の両サービスに対して、与干	電波監理に係る条件と記載されているの
	渉、被干渉等の電波監理に係る条件を満足	で「放送、通信の両サービス」は不要では
	すること。	ないか。

項目名:伝送方式

No.	修正(案)	修正理由
82	・周波数有効利用及び <u>UHDTV を含む</u> 多様な	「特に」の部分は、例示的に記載した方が
	サービス 、特に UHDTV サービス を伝送でき	良いのではないか。
	るように、できるだけ大きな伝送容量を確	
	保できる変調方式であること。	

項目名:伝送容量

No.	修正(案)	修正理由
89	・ <u>サービス品質にあわせ<mark>画質と誤り訂正の</mark></u>	変調多値数と符号化率などの組合せを多
	組み合わせにより 複数の <u>伝送容量</u> ビット	く用意し、ビットレートの選択肢を増やす
	レート が選択できること。	という趣旨であり、「画質と誤り訂正の組
		み合わせ」では記載内容が明確でないため
		修正が必要である。

(4)受信機

項目名:操作性

No.	修正(案)	修正理由
94	・所望のサービスの選択が <u>できる限り</u> 統一	操作性の項目 (93-97) 間で、記載の仕方を
	的な操作方法で行えること <mark>が望ましい</mark> 。	統一した方が良いのではないか。

項目名:共通性/インターフェース

No.	修正(案)	修正理由
98	・映像、音声出力については、既存の受像	「・・・における提供」の意味を明確化す
	機 <mark>の接続</mark> に おける提供に ついて考慮する	るべきではないか。
	こと。	

項目名:処理系

No.	修正(案)	修正理由
103	・番組視聴に <mark>必要となる、</mark> 必要十分なメモ	「必要」が重複しているためエディトリア
	リ容量及びその情報の処理機能・能力を持	ルな修正を行うべき。
	つこと。	

104	・放送通信連携サービスにおいて、コンテ	「コンテンツの途中」「切り換えを考慮」と
	ンツの <mark>視聴</mark> 途中で放送から通信、または、	いった部分が明確でなかったので、明確化
	通信から放送 <u>への</u> シームレスな切り換え	するべき。
	<u>がシームレスに行われるよう</u> を考慮する	
	こと。	
105	・放送通信連携サービスにおいて、同一の	画面とスクリーンの統一等、文言の統一を
	サービス 番組を構成する複数の映像を、同	図るべきではないか。
	時に1つ <u>または複数</u> の 画面 <u>表示デバイス</u>	
	またはセカンドスクリーン に提示できる	
	よう考慮すること。	
107	・ <u>移動・携帯受信</u> 移動体と固定受信サービ	状況設定が明確でないので、明確化するべ
	スにおいて、受信環境に応じたシームレス ス	きではないか。
	な階層切替に対応できること。	

項目名:サイバーセキュリティ

No.	修正(案)	修正理由
113	・受信機へのサイバー攻撃に対する<mark>脆弱性</mark>	脆弱性が発見された場合だけの防御でな
	等が発見された場合の 防御について考慮	く、もっと広く捉えるべきではないか。
	<u>されてい</u> すること。	

(以上)